

数理的評価の遡及適用等が可能に

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

以下の取扱いが可能。旨厚生労働省に確認が取れました。

- 資産の数理的評価の遡及適用(平成19年度限定)
 - 許容繰越不足金の算定方法の変更
- なお、上記項目の変更は、決算提出締切りまでに決めればよいとされております。

詳細

- 平成19年度財政決算において法令・数理人会の実務基準に定めた要件(次頁参照)を満たす場合、資産の評価方法を変更する(数理的評価から時価評価に過去変更した基金が再度過去に遡及した数理的評価に変更する場合も含む)ことが可能。
ただし、資産の評価方法の変更に係る平成20年度以降のルールについては、今後厚生労働省で検討する方針であることに留意すること。
- 許容繰越不足金の算定方法は基金(規約型DBの場合事業主)の判断により変更することが可能。
- この他の財政運営弾力化については現在、行うか否かも含め検討中。
- DBにあっては事前に規約変更が必要であるが、当該規約変更は決算提出締め切り前を施行日とすればよい。
- 厚生年金基金にあっては事前に規約変更を求められていないが、財政運営規程を変更する必要がある。

資産評価方法変更要件

- 資産の評価方法の変更が可能とされる合理的理由として以下の場合が挙げられる。
 - 評価方法の決定時に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合
 - 運用環境の著しい変化があった場合
(基金:実務基準 第三 二(6)、DB:実務基準第4章5.(3))
- 年金財政の健全性の確保について将来対応できると判断した場合には、過去に遡及した数理的評価への変更が可能。
(基金:実務基準 第三 二(6)、DB:実務基準第4章5.(3))

許容繰越不足金の選択肢

- 許容繰越不足金は、次の(ア)、(イ)、(ウ)から選択。
 - (ア) 標準給与総(掛金)額 × 20年確定年金現価率 × 一定率
 - (イ) 責任準備金の一定率(時価評価の場合15%以下、数理的評価の場合10%以下)
 - (ウ) (ア)と(イ)の小さい方
(基金:財政運営基準 第四 一(3)オ、DB:規則第56条)

財政運営基準:「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日付年発第3321号
基金実務基準:日本年金数理人会「厚生年金基金実務基準第2号 厚生年金基金の財政運営に関する実務基準」平成9年3月

DB規則:確定給付企業年金法施行規則 平成14年3月5日付厚生労働省令第22号
DB実務基準:日本年金数理人会「確定給付企業年金実務基準 確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準」平成14年8月

以上